

令和3年第5回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和3年8月31日第5回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 17 名 ）

2 番	佐々木 孝 二	3 番	小 川 正 文
4 番	伊 東 温 子	5 番	齋 藤 聡
6 番	齋 藤 進	7 番	森 鉄 也
8 番	洪 谷 正 敏	9 番	佐 藤 直 哉
10 番	宮 崎 信 一	11 番	佐 藤 治 一
12 番	佐々木 正 勝	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	伊 藤 竹 文
16 番	佐 藤 文 昭	17 番	菊 地 衛
18 番	佐 藤 元		

1、本日の欠席議員（ 1 名）

1 番 齋 藤 光 春

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 山 田 克 浩 次 長 須 田 益 巳
班 長 兼 副 主 幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危 機 管 理 監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地 方 創 生 政 策 監)	佐 藤 喜 仁	市 民 福 祉 部 長	須 田 美 奈
農 林 水 産 部 長	村 上 司	建 設 部 長	阿 部 光 弥
商 工 観 光 部 長	齋 藤 和 幸	教 育 次 長	畠 山 真 姫 子
消 防 長	加 藤 十 二	会 計 管 理 者	須 田 徹
総 務 課 長	佐 々 木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
監 査 委 員	須 藤 金 悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和3年8月31日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第6号 専決処分の報告について（専決第10号）
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について（専決第11号）
- 第6 報告第8号 にかほ市国民保護計画の変更の報告について
- 第7 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第8 議案第54号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）
- 第9 議案第55号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第56号 にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第57号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第58号 市有財産の無償譲渡について
- 第13 議案第59号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第14 議案第60号 令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第61号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第62号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第63号 令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第64号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第65号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第20 議案第66号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計決算認定について
- 第21 議案第67号 令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第22 議案第68号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第23 議案第69号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第24 議案第70号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第25 議案第71号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第72号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第73号 令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第28 議提第5号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時07分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和3年第5回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

なお、発言に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、演壇においてもマスクを着用のままでお願いいたします。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、12番佐々木正勝議員、13番佐々木春男議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤竹文君） おはようございます。

去る8月24日に議会運営委員会を開催し、9月定例会、その他について協議しております。

9月定例会への提出案件は、報告4件、条例の改正関係3件、単行議案2件、令和2年度決算認定8件、令和3年度補正予算7件、計24件であります。陳情は3件で、一般質問は6人となっております。

お配りの日程案をご覧ください。

会期日程は、本日8月31日から9月17日までの18日間とし、本日の本会議、9月1日を議案調査日といたしまして、2日、3日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、2日に4名、3日に2名とします。6日を議案調査日といたしまして、7日に議案質疑、議案等付託、予算・決算特別委員会設置等を行います。7日から16日までを委員会とし、新型コロナウイルス感染予防対策として、3密を避けるため、3庁舎での分散開催といたします。総務常任委員会を象潟庁舎大会議室、教育民生常任委員会を仁賀保庁舎大ホール、産業建設常任委員会を金浦庁舎第1会議室といたします。また、7日から15日を事務検査ができる期間といたします。17日を最終日として討論、採決等を行います。なお、議提第5号事務検査に関する決議を本日、質疑、討論、起立採決といたします。

その他といたしましては、本日の本会議終了後、議会全員協議会及び正副議長、正副委員長会議を開催いたします。2日には、一般質問の本会議終了後、議会改革推進会議を開催いたします。3日は一般質問の本会議終了後、広報広聴委員会を開催いたします。7日は議案質疑、委員会設置、本会議終了後、各委員会の日程等確認があります。最終的には予算委員会での決定となりますが、議員全員によるアウトドアアクティビティ拠点施設整備予定地の現場踏査も予定しております。最終日の9月17日は、本会議終了後、議会全員協議会を開催する予定であります。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの18日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議提第5号事務検査に関する決議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から、最近の市政について報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

8月25日に、第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対策の方針を協議いたしました。

県内、特に由利本荘保健所管内での急激な感染拡大や、由利組合総合病院が外来診療などを一時

停止したことなどを踏まえ、8月27日から9月12日までの間、市主催の会議、集会及びイベント等の原則中止、または延期と、一部を除く市有施設の一般利用を休止することを決定いたしました。これらの情報は、市ホームページや防災あんしんメールで発信し、各施設でも周知・連絡を行ったほか、市広報9月1日号にチラシを折り込み、広く周知をすることとしております。

市民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

この他、市民の皆様へのメッセージとして、県外との往來の自粛、感染リスクが高い会食などの自粛、市役所の手続きの電話やオンラインでの対応、そして感染者等に対する誹謗中傷を絶対しないことなどを、チラシなどで呼びかけることとしております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

5月から開始したワクチン接種については、総合福祉交流センタースマイルでの集団接種と、医療機関での個別接種により、順調に進捗しております。

6月以降の集団接種では、1日当たりの接種人数を増やし、休日は午前・午後ともに実施するなど、来場者の安全を確保しながら、最大限の加速化を図った結果、目標としていた7月末までに65歳以上の高齢者の約75%が2回目接種を完了しております。さらに8月中には約90%が完了し、当初想定していた高齢者の接種率を大幅に上回る見込みとなっております。

また、64歳以下の基礎疾患を有する方、保育士、学校関係者、高齢者施設従事者等への優先接種に続き、現在は64歳から55歳までの一般接種や一定の市内事業所の従業員を対象とした団体接種も実施しております。そして、9月6日からは、既に接種券を送付している16歳以上全員と、8月30日に接種券を発送した12歳から15歳までを対象として予約受付を再開いたしました。このうち、12歳から15歳までについては、接種当日に満12歳に達している方が対象となり、接種には保護者に同伴いただくこととしております。10月以降に12歳に達する方には、誕生日の前月末に接種券を送付し、接種や予約の方法等を個別に通知する予定としております。これらの情報は、市広報9月1日号の折込チラシや市ホームページでお知らせをいたします。

そして、これらの計画により、10月下旬までには、希望される皆様への2回接種を、概ね実施できるものと見込んでおります。

次に、普通交付税についてであります。

今年度の普通交付税は、52億953万9,000円と算定され、前年度確定額に対し2,877万1,000円、0.55%の減となっております。また、臨時財政対策債は、前年度に比べ9,114万8,000円、30.3%増加しており、これらを合わせた実質的な交付額では6,237万7,000円の増となっております。

交付額の決定に伴う歳入の補正予算案を今定例会に提出しております。

ふるさと納税についてであります。

今年度のふるさと納税は、7月末時点で件数が9,034件、寄附額は前年同期比で81.2%増の1億3,377万5,000円となっており、前年度を上回る伸びを維持しております。これは、返礼品のバリエーションの充実や、インターネット上のポータルサイトで上位に表示されるようなコンテンツの最適化など、これまでの取り組みが着実に成果として反映されたものと分析しております。今後も寄附者のニーズや時節の傾向などを捉えながら、寄附の増加に取り組んでまいります。

次に、市ホームページのリニューアルについてであります。

市では、来年1月の運用開始を目指して、ホームページの全面的なリニューアル作業を行っております。現在のホームページは運用開始から6年目を迎えており、情報のデジタル化の進展に伴う閲覧環境の変化などへの対応を求められておりました。

今回のリニューアルでは、利用者の使いやすさや見やすさに重点を置いており、本市の魅力を市内外へ効果的に発信できるよう、デザインの刷新によるイメージの向上を図ってまいります。

次に、「若者100人会議」についてであります。

5月31日、20代から40代までの市民や本市出身者などで組織する「にかほ市若者100人会議」を設立いたしました。

設立の目的は、若い世代が市の課題や市民のニーズに対応した事業等を自ら企画・提案し、その実践に主体的に取り組むことで、地域の若者の市政への関心を高め、本市の未来を担う人材を育成しようとするものであります。

8月20日現在、委員は45人、うち公募は5人で、それぞれが四つの部会のいずれかに所属し、自ら設定したテーマについて課題や解決策を話し合っております。今年度は、各部会がまとめた事業企画を市にプレゼンテーション提案し、来年度に提案事業のプロジェクトを実践していただく予定としております。

若者と地域をつなぐ地域活性化の取り組みとして、チャレンジする若い力に大いに期待をしているところであります。

次に、生理用品の無料配布についてであります。

社会的な問題となっている女性の月経に関する「生理の貧困」への対策として、高校生を含む一般女性を対象に、希望する方へ生理用品を無料で配布いたします。また、市内の小・中学校においても、学校内での無料配布を実施いたします。

これらにより、困窮する方々の経済的負担の軽減とネグレクトの防止、生活困窮や健康管理の相談支援へとつなぐ取り組みを進めるとともに、今後は、性差を理解し合うための講話の実施や情報発信についても検討してまいります。

次に、農業の状況についてであります。

稲作の状況については、育苗期に高温の日が続いたこともあり、生育は概ね順調に推移しましたが、田植え作業後は低温・曇天の日が続いたため、活着に若干難儀した圃場も見受けられました。6月には目標とする茎数を確保しながらも、生育は昨年より若干遅れていましたが、7月以降の高温で生育が急速に進み、出穂は例年になく早く、草丈の高い状態であることから倒伏が懸念されております。現在のところ、病害虫の発生は見受けられませんが、高温の日が続いているため、カメムシによる被害が懸念されております。

一方、野菜については、春先は好天が続いたため、施設野菜は順調な生育となりましたが、7月以降の高温乾燥により灌水が不足している路地圃場が多く、収穫量の減少が懸念されております。

また、花きは、7月の高温によりやや開花時期が遅れましたが、その後は順調に推移し、小菊・りんどうの出荷は8月中旬に最盛期を迎えております。

次に、ツキノワグマの捕獲についてであります。

7月以降、クマの目撃情報が多数寄せられ、市内の数箇所に捕獲用のおりを設置していたところ、金浦地域の笹森クリーンセンター付近で7月17日と18日に合わせて2頭を、そして金浦温水上流の象潟町横岡地内で8月20日に1頭のツキノワグマを、それぞれ捕獲、駆除いたしました。

今年はクマのえさとなるブナの実が凶作との見方があり、今後もクマが里山に下りてくる可能性があります。市民への注意喚起を継続するとともに、にかほ幹部交番や消防署、猟友会と連携し、情報提供やパトロール、状況に応じて、おりの設置などの対策を講じてまいります。

次に、凍上災害による道路災害復旧工事についてであります。

栗山池公園脇から中ノ沢方面への約1,000メートルと、すずらん通りと平沢小出線の交差点から白雪川までの区間約1,600メートルの市道2路線については、昨冬の低温により、舗装のひび割れが発生しておりました。これらを凍上災として国に災害申請しておりましたが、8月2日・3日の国の査定を経て、国庫負担の災害復旧事業として採択されております。

同様に県事業として、県道象潟矢島線の象潟地区内と、県道上郷仁賀保線の院内・小出・大竹地区内の約10キロメートルの災害復旧事業も採択されております。

市道の復旧に係る補正予算案を今定例会に提出させていただいております。

次に、市内の経済状況についてであります。

4月から6月の景況調査では、依頼した65社のうち73.8%に当たる48社から回答があり、前年同期と比較して「好転」が21社、「横ばい」が14社、「悪化」が11社と、景況感は徐々に好転しております。

飲食・宿泊業では、「好転」3社に対して「悪化」が4社と、一部では引き続き悪化の状況が続いているものの、全体としては好転しつつあります。

小売・サービス業においても、「好転」が7社、「横ばい」が3社、「悪化」が2社で、前年に比べて景況は好転しております。

また、建設業については、「好転」が3社、「横ばい」が3社、「悪化」が2社で、DI値は12.5%となっており、昨年の調査時に見込まれていた新規の受注が実現するなど、当時の予測どおりに業況は好転しております。

主力の製造業は、「好転」が8社、「横ばい」が8社に対して「悪化」が3社となっております。「取引先からの受注が高止まりし、今後も安定が見込まれる」との声もあるなど、好調な企業が多く、一部ではコロナ禍で受注減が続いている企業があるものの、全体としては好転しております。

次に、地域の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、今年4月末時点では1.0倍を割って0.97倍まで下落しましたが、その後は2ヵ月連続で上昇し、6月末現在では1.14倍と前年同期比で0.14ポイント上昇しております。

また、ハローワーク本荘によると、国の雇用調整助成金が今年9月まで延長されたことにより、全体的に離職の抑制傾向が見られ、助成金の申請数も5月から7月までの前年同期と比較して4割程度減少していることから、製造業を中心に景気は回復傾向にあり、地域における雇用は概ね維持されて

いるものと見られております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、景気の落ち込みが懸念されることから、今後の雇用状況を引き続き注視してまいります。

次に、高校生の就職状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対する求人受付が6月1日からハローワークで開始されております。ハローワーク本荘での受付状況は、6月末現在、求人数が前年同期比で72人増の381人、求人を提出した事業所は20社増の88事業所となっております。

一方、管内の高校卒業予定者のうち就職希望者は、前年比3人減の275人で、就職希望地は県内が23人増の229人、県外は26人減の46人となっており、県内就職希望率が前年に続き上昇傾向にあります。

求人数が就職希望者数を上回るなど、明るい兆しが見えるものの、コロナ禍の影響により、職種による求人者数は大きな偏りが生じており、職業の選択肢が狭まるなどの就職活動への影響が懸念されております。

次に、若者の地元定着に向けた取り組みについてであります。

7月26日に、ハローワーク本荘、由利地域振興局、由利本荘市との共催により、由利本荘市のナイスマリーナを会場に、本荘由利管内の高校3年生を対象とした「高卒求人情報説明会」を2年ぶりに開催しました。参加した管内企業56社の人事担当者から、企業や求人に関する情報を得るなど、地元就職を目指す学生にとって貴重な機会となりました。

8月5日には、市内の小学生を対象に「夏休み親子職場見学会」を開催し、小学生の親子9人が市内5事業所を訪問して工場見学を体験しました。

また、10月には由利地域振興局との共催により、地元企業約20社が市内の中学校に出向いて、2年生を対象とした「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を実施する予定としております。

今後もコロナ禍における市内企業の人材確保を支援しながら、子どもたちが地元企業を知る機会を創出し、地場産業への理解を促進してまいります。

次に、にかほ市飲食応援消費還元事業についてであります。

市内の参加飲食店において、店内飲食やテイクアウト等を利用することでポイントが貯まり、利用額の概ね40%相当の商品券に交換できる「おでかけレストラン・おうちでレストラン」を6月1日から実施いたしました。

当初設定した期限よりも早く応募数が上限に達したため、今月22日に前倒ししてスタンプ押印を終了しております。

スタンプカードの提出期限は8月31日で、郵送の場合は当日付けの消印があるものを有効としております。

8月24日現在で、スタンプカード1万9,405枚を受け付けており、利用された市民等への還元総額は5,821万5,000円で、参加した飲食店においては、合わせて1億4,553万円以上の売り上げにつながっております。

次に、株式会社プレステージ・インターナショナル新拠点の整備についてであります。

今年3月に着工した同社の新拠点整備工事については、天候に恵まれ、大きなトラブルもなく地盤改良や基礎の工事が終了し、現在は鉄骨建方と屋根の設置を行っております。8月末時点の工事進捗率は33%で、このまま順調に進めば来年2月までに建物工事が完了する見込みとなっております。

8月末現在で、市内で働く同社の従業員数は260人ですが、来年4月の新拠点開設時には300人に、そして最終的には500人にまで増員する計画となっております。特に女性の雇用拡大が期待されており、市では引き続き市民の雇用をお願いすることとしております。

次に、子育て世帯の移住促進についてであります。

子育て移住世帯に対する住まいの支援として、従来の定住奨励金に加えて、市が空き家を借り上げて整備した2棟の移住者支援住宅の貸し付けや、民間賃貸物件の家賃補助などを実施しております。

今年度に本市に移住した7世帯のうち6世帯が子育て世帯で、そのうちの2世帯が移住者支援住宅に入居しているため、現在、市内の空き家を募集し、新たに1棟の整備を進めようとしております。

また、先月11日には、「こそだてフリマPARK」を開催し、子育て移住世帯と地元の世帯が、フリーマーケットを通じて交流しました。

会場の多目的屋内運動場には300人を超える家族連れが来場しましたが、感染症対策を講じながら、フリーマーケットや子どもたちの遊び場としてメインアリーナを活用することができ、スポーツ以外の事業にも有用な施設として貴重なノウハウと手応えを得ております。

今後は、感染症の状況にもよりますが、首都圏等に住むひとり親世帯を対象に、本市の生活環境や子育て環境、働き場所などを直接見聞きし、住みよさを体験していただく「ひとり親世帯移住体験ツアー」を年内に開催する予定としております。

次に、移住者の起業促進についてであります。

新聞等でも紹介されておりますが、市内の空き家等を活用した飲食店の開業や、インキュベーション施設「わくばにかほ」を事業拠点とした若者による起業など、今年に入ってから移住者による起業が活発化しております。これらについてはさまざまな要因が考えられますが、「住みよさランキング」や「住みたい田舎ベストランキング」での高い評価や、これまで取り組んできた本市の魅力のPR効果が表れているものと捉えております。

今後も設備投資などの創業費用の一部を補助する「創業チャレンジ補助金」のほか、市商工会との連携や「わくばにかほ」の活用を通じて、移住者の働き方の選択肢として起業を後押ししてまいります。

次に、「地域活性化起業人」の制度活用についてであります。

総務省の「地域活性化起業人」の制度を活用して、本市の観光素材の磨き上げや旅行商品等の企画・造成など、交流人口の拡大に携わっていただくことを目的に、日本航空株式会社(JAL)より石川直雄氏を派遣いただいております。

石川氏は8月2日の着任以来、にかほ市観光協会を拠点に活動されており、同社秋田支店での勤務経験や独自の情報網などを活用され、本市の観光事業の強化に力添えをいただくことを期待しております。

次に、アウトドアアクティビティ拠点施設（仮称）の整備計画についてであります。

総合アウトドア企業の株式会社モンベルとの包括連携協定に基づき、昨年8月から進めておりました「にかほ市アウトドアランドデザイン（基本構想）」の策定について、このほど同社から提案書が提出されました。

主な内容としては、本市の豊かな自然と地域資源を生かしたアウトドアアクティビティの振興と、それを軸としたエコツーリズムの推進による地域経済の活性化、そして市民の健康寿命の増進という三つの観点から、現地調査に基づく提案がなされております。

昨年末にランドデザインの間接報告を受け、アウトドアフィールドの利活用に必要な拠点施設を道の駅象潟「ねむの丘」のエリアに整備する方向で、基本設計業務を今年4月に発注し、あわせてこの拠点施設内への直営店舗（モンベルストア）の誘致を進めてまいりました。

このたび双方の方針が一致し、モンベルの直営店舗を含む「アウトドアアクティビティ拠点施設（仮称）」の実現に協力して取り組む旨の「基本合意書」を今月25日に締結しております。そして、今定例会に、この拠点施設の用地調査測量設計費等に係る補正予算案を提出しております。

現時点での計画では、今後12月定例会に建物の実設計費に係る補正予算を、そして来年度予算に用地の造成工事費と拠点施設建設費を計上させていただき、令和5年度前半の完成を目指すこととしております。

次に、秋田空港での作品展「木版画家 池田修三の世界」についてであります。

秋田空港を美術館に見立てた作品展「木版画家 池田修三の世界」を7月1日から9月29日まで開催しております。空の玄関口を展示会場とすることで、池田氏とその作品を多くの方々に知っていただくとともに、作品の魅力がより際立つようテーマごとにブースを設置し、本市の文化的魅力を広く発信しながら、今後の誘客につながることを目指しております。

コロナ禍の影響で空港の利用客数は回復していませんが、作品展については、利用客だけでなく空港スタッフからも好評を得ております。そして、この作品展の取り組みに注目した市内の民間施設や県内の観光事業者からも展示の依頼がありますので、今後、さらに事業効果が拡大していくことを期待しております。

次に、「コロナ収束と子どもたちの願いを託した祈願花火」についてであります。

にかほ市観光協会では、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症収束への思いを託した祈願花火を、8月7日に市内3地域で一斉に打ち上げました。

花火玉には、「早くコロナが収まってほしい」、「早く家族みんなと出かけたい」など、市内の小学6年生155人の願いが書かれた短冊が張り付けられました。

各地域での約1,200発の花火打ち上げは、約15分間という短い時間ではありましたが、市民の方々は思い思いに大玉や創作花火を楽しまれたようでした。一日も早く平穏な日常生活が取り戻され、そして来年には盛大に花火大会が開催されることを願っております。

次に、多目的屋内運動場についてであります。

6月1日から一般向けに供用を開始した多目的屋内運動場については、8月19日現在で延べ1万400人の方に利用いただいております。

施設ごとの内訳は、メインアリーナが約3,000人、キッズルームとなっているサブアリーナが約6,250人、研修室・会議室が約850人となっております。特にキッズルームは人気が高く、6月の土・日曜日には1時間当たり25人まで入場制限をさせていただいた日もありました。

また、この施設のネーミングについて、市内の小学生に募集したところ、合わせて152作品の応募がありました。そして、4小学校で5作品ずつ選定された20作品の中から、最優秀作品として「エスパーク★にかほ」が選ばれております。この作品は、「スポーツの^{エス}S」と「公園のパーク」を合わせたもので、「いろいろな遊びとスポーツができる場所」「みんなが集える場所」という思いが込められております。このネーミングが皆さんに愛され、親しまれ、多くの方々が憩いの場として施設を利用されることを願っております。

次に、ブラウブリッツ秋田との連携プロジェクトについてであります。

今年度新たに実施しているブラウブリッツ秋田との「健幸プロジェクト連携事業」として、6月26日に秋田市で行われたJリーグ公式戦にあわせて「健康バスツアー」を実施しました。10代から80代までの47人の参加者からは、「スタジアムのピッチでの体操が良かった」「バスの送迎がありがたい」「また企画してほしい」などの感想のほか、事業の改善に向けた貴重なご意見もいただきました。

今後も、クラブ専属のトレーナーや管理栄養士を招いての健康教室や、IT技術を活用した体調の測定、検診データの「見える化」の取り組みなど、連携事業を通じて市民の健康寿命の延伸と生活習慣病の予防を推進してまいります。

最後に、東京2020大会ホストタウン交流についてであります。

オリンピック・リベリア選手団との交流については、感染症予防に配慮し、7月24日に多目的屋内運動場と東京都のオリンピック選手村をオンラインで結び、選手団激励会を行いました。本市からは約90人の市民が参加し、番楽やチアダンスなどで地域文化を発信し声援を送りました。

また、8月5日には同施設においてオンライン交流会を行い、市民や、ゆり支援学校の生徒が手づくりをしたおみやげや、仁賀保高校生によるお互いの特産品を使ったスイーツなどを英語で紹介し、選手村へ届けております。また、9月2日には、パラリンピック・リベリア選手団とのオンライン交流会を、東京都の選手村と仁賀保高校、ゆり支援学校、市内の小・中学校や福祉施設などを結んで行う予定としております。

今後も、本市とリベリアとの絵本交流に関わった生徒同士のオンライントーク交流や、スポーツ少年団員とリベリアの子どもたちとのオンラインスポーツ交流を計画しており、子どもたちが異国の文化に触れながら、多様性や共生社会について考える機会を提供していきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 次に、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、最近の教育行政について報告いたします。

7月22日から始まった34日間の夏季休業も無事終了し、8月25日から2学期を実施しております。今年、夏季休業前から暑い日が続きましたが、昨年度設置したエアコンのおかげで体調を崩す子どももおらず、快適な環境の中で集中して学習を進めております。また、感染予防対策の徹底を継続しながらも、活気ある学校生活を送っております。

2学期は、学習に集中できる時期でもあり、また、大きな行事を予定していることから、子どもたち一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き学校と連携を密にしていきたいと思います。

また、今年度から導入された1人1台端末の効果的な活用に向けて、夏季休業中に全教員を対象とした情報教育研修会を実施しております。あわせて、優れたICT活用技術を有する教員7人を「ICTマイスター」に任命し、1人1台端末を活用した授業実践に率先して取り組んでもらっているところでもあります。今後は、端末の活用が日常化するよう、学校訪問などを通して、働きかけてまいります。

児童・生徒による各種大会等の結果について。

6月27日に開催された全国小学生陸上競技交流大会秋田県予選会において、象潟小学校6年齋藤涼真さんが、ジャベリックボール投げ、走り幅跳びの2種目で競い合うコンバインドBという種目で、見事優勝を果たし、全国大会出場を決めております。全国大会での活躍を期待しております。

にかほ市大学生等生活支援事業について。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、親元を離れて暮らす大学生たちの生活に影響が生じているため、大学生等生活支援事業の制度を設け、本市出身大学生等に対し、生活支援として現金2万円、その保護者に商品券3万円分を給付しております。8月27日現在、210件の申請があり、順次対応しております。

市民文化祭について

今年度の市民文化祭の展示部門は、作品展示会として、一般の部を11月1日から来年の3月27日まで、各団体2週間ずつ各公民館ギャラリーで行い、発表部門につきましては、芸能祭、音楽祭を10月23日、24日に仁賀保勤労青少年ホームを会場にオンライン配信での実施を予定しております。子どもの部の作品展示会は、10月20日から10月24日まで、華道、盆栽などの部門は10月23日、24日に各公民館で行う予定であります。

なお、将棋などの大会関係、茶道などの体験コーナー、バザー、飲食ブースは、中止することに決定しております。

第37回奥の細道象潟全国俳句大会について。

第37回奥の細道象潟全国俳句大会は、投句の募集と選句を行い、句集の送付による誌面大会として開催しております。

子どもの部では、県内小・中学校合わせて23校から1,861句の投句があり、秋田県現代俳句協会顧問の宮本秀峰氏に選評をしていただきました。

一般の部では、全国各地から234名、467句の投句があり、日本伝統俳句協会監事の山田佳乃氏に選評をしていただきました。

それぞれの部で、特選3句、秀逸15句、佳作30句を入選としております。

本市は、奥の細道紀行の目的地の一つであり、秋田県内唯一の芭蕉ゆかりの地として、この伝統ある俳句大会を継続してまいります。

青少年育成にかほ市民会議のリーダー研修会について。

8月6日、市内3中学校の生徒会役員を対象に、リーダーの役割や責任、中学生の地域との関わりなどをテーマにした研修会が行われました。

今回の研修は、仁賀保高校生とのグループワークや「わくばにかほ」の施設見学、一般社団法人ロンドとのワークショップを行い、自分たちが今抱えている問題から、何を担うべきか、また、そのために必要なスキルアップは何かなどを真剣に考え、学び、有意義な研修会となりました。

企画展「超神ネイガーとスノーファイターNOBU」について白瀬南極探検隊記念館では、7月20日から企画展「超神ネイガーとスノーファイターNOBU」についてを開催しております。市の「ゲンキリチャージプロジェクト」との連携事業として開催し、夏休み期間中は家族連れを初め多くの来館者にご観覧いただきました。今後とも、展示やイベントを通して白瀬の功績やにかほ市の魅力を発信してまいります。

コロナ禍におけるイベント等の中止について。

9月に開催予定でありました「米村でんじろうサイエンスショー」「白瀬・南極フェア」、「第11回鳥海山伝承芸能祭」は、新型コロナウイルスの厳しい感染状況を踏まえ、多数の出演者、来場者を迎えての開催は困難であると判断し、中止を決定しております。大会中止は苦渋の決断ですが、来年度には盛大に開催できることを願っております。

以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

所用のため、暫時休憩します。再開を11時5分とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時03分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、報告第6号専決処分の報告について（専決第10号）から日程第7、報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告4件及び日程第8、議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）から日程第27、議案第73号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案20件、計24件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、私から提案理由の説明、要旨についてご報告をさせていただきます。

報告第6号及び報告第7号専決処分の報告について、専決の第10号及び第11号についてです。

これは令和3年6月17日に金浦小学校体育館前駐車場にて、職員が草刈り作業中に相手方の車両に与えた損傷について、令和3年7月5日付で賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専

決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第8号にかほ市国民保護計画の変更についてであります。

これは令和3年3月に、にかほ市国民保護計画を変更したことから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき報告をするものであります。

次に、報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の令和2年度健全化判断比率及び公営企業の令和2年度資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、議案第54号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第12号）であります。

これは令和3年8月2日付で専決処分した令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万7,000円を追加し、総額をそれぞれ147億3,951万7,000円とするものであります。

補正予算の内容は、先の第3回臨時会において予算の議決をいただきました飲食応援消費還元事業について、好評のため想定を大幅に上回る利用見込みとなったことから、関係者予算を増額補正したものであります。

歳出では、総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業費に飲食応援消費還元事業委託料及び関連事務費として539万7,000円を計上しております。

次に、議案第55号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第56号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除に係る条項を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これはにかほ市黒川農業構造改善センターを用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第58号市有財産の無償譲渡についてであります。

議案第57号に関連し、市有財産を自治会へ無償で譲渡するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

これは、にかほ市過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号から議案第66号までは、地方自治法の規定により、令和2年度の一般会計からガス事業

清算特別会計までの歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

議案第60号です。令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額193億4,781万2,000円、歳出総額189億2,718万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源は7,359万5,000円、これを差し引いて実質収支額は3億4,703万5,000円の黒字であります。

議案第61号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額28億4,632万6,000円、歳出総額27億9,920万円、実質収支額は4,712万6,000円の黒字となっております。

議案第62号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は8,579万7,000円、歳出総額が7,933万円、実質収支額は646万7,000円の黒字となっております。

議案第63号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額が3億4,109万8,000円、歳出総額が3億3,955万4,000円、実質収支額は154万4,000円の黒字となっております。

議案第64号令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は12億7,509万6,000円、歳出総額は12億4,255万円、翌年度に繰り越すべき財源が459万8,000円、これを差し引いて実質収支額は2,794万8,000円の黒字となっております。

次に、議案第65号令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4億4,794万2,000円、歳出総額4億3,804万1,000円、実質収支額は990万1,000円の黒字となっております。

議案第66号令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

ガス事業の清算により、歳入及び歳出総額ともに19億9,773万5,000円となっております。

議案第67号は地方公営企業法の規定により、令和2年度の水道事業会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

議案第67号令和2年度にかほ市水道事業会計決算認定について。

収益的収入及び支出については、水道事業収益が6億1,234万1,182円、水道事業費用が5億8,900万6,310円、資本的収入及び支出については、資本的収入が1億6,330万8,526円、資本的支出が2億5,936万2,172円であります。

次に、議案第68号です。令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1,188万5,000円を追加し、総額をそれぞれ155億5,140万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、市税では課税額の確定により、当初予算額との差額として市民税に4,600万円、固定資産税に3億6,500万円を計上しております。地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の確定により、2億682万円を減額しております。地方交付税では、普通交付税が52億953万9,000円で確定したため、当初予算額との

差額2億953万9,000円を計上しております。国庫支出金では、市道の災害復旧工事に係る公共土木施設災害復旧費負担金1億1,494万2,000円を追加するほか、新型コロナウイルス感染症対策として保育対策総合支援事業費補助金205万円を増額しております。市債では、凍上災害道路復旧事業5,730万円を追加するほか、臨時財政対策債の確定により1億1,592万7,000円を減額しております。

歳出の主なものは、人事異動等による人件費の調整のほか、総務費では財政管理費に令和2年度の決算剰余金の確定に伴い、財政調整基金積立金1億7,351万8,000円を増額するほか、交流促進事業費に新型コロナウイルス感染症対策として地域公共交通機関の維持及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施する公共交通活性化支援事業に係る事務費及び運賃負担金など1,066万9,000円を追加しております。衛生費では、成人保健事業費に新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、委託料など6,705万6,000円を増額しております。農林水産業費では、水産振興費に地元食材や加工食品の販路拡大のために千葉県で行うにかほ市フェアプロモーション事業費として、委託料など224万3,000円を追加しております。商工費では、商工振興費に企業立地促進条例補助金5,275万円を追加するほか、観光総務費にアウトドア拠点づくり事業に係る建設用地の測量調査設計委託料及び公有財産購入費など合わせて4,624万9,000円を追加しております。土木費では、例年9月補正対応としている除雪費に1億4,662万1,000円を追加しております。教育費では、象潟公民館費にキュービクル改修工事1,500万円を追加しております。災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費に、凍上災害道路復旧工事1億8,700万円を追加しております。

次に、議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,378万円を追加し、総額をそれぞれ27億4,144万6,000円とするものであります。

主な補正内容は、国民健康保険税の課税額の確定及び前年度からの繰越額の確定により、当初予算額との差額を計上するものであります。

歳入では、国民健康保険税に課税額の確定により、当初予算額との差額6,000万円を計上しております。

歳出では、総務費に令和2年度の決算剰余金が確定したことに伴う国民健康保険財政調整基金積立金2,356万4,000円を計上しております。

次に、議案第70号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ177万6,000円を追加し、総額をそれぞれ1億2,324万円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、電源立地地域対策交付金に係る一般会計からの繰入金を計上するものであります。

歳入の主なものは、診療収入では、在宅酸素療法指導管理に係る診療報酬として78万3,000円を計上しております。繰入金では、電源立地地域対策交付金に係る一般会計繰入金420万円を計上しております。

歳出では、医業費に医療用器具の使用料78万4,000円を計上しております。

次に、議案第71号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ157万9,000円を減額し、総額をそれぞれ12億1,688万円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、繰越金及び資本費平準化債の確定による歳入予算の調整を行うものであります。

歳入の主なものは、繰入金では、繰越金及び資本費平準化債の確定による一般会計繰入金の調整により、4,532万7,000円を減額計上しております。市債では、資本費平準化債の起債額確定により、当初予算額との差額2,080万円を計上しております。

歳出は、人件費の調整であります。

議案第72号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ808万5,000円を追加し、総額をそれぞれ4億4,915万3,000円とするものであります。

主な補正内容は、日本海沿岸東北自動車道建設工事に伴う下水道管移設補償工事に係る予算などを計上しております。

歳入の主なものは、諸収入では、日本海沿岸東北自動車道建設工事に伴う支障物件等補償費29万1,000円を計上しております。

歳出では、総務費に日本海沿岸東北自動車道建設工事に伴う下水道管移設補償工事に係る予算、合わせて808万5,000円を計上しております。

最後に、議案第73号であります。令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に13万5,000円を追加し、収益的収入の総額を6億887万円とし、収益的支出の予定額から541万6,000円を減額し、収益的支出の総額を6億2,824万円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額に511万8,000円を追加し、資本的支出の総額を2億4,975万7,000円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整と日本海沿岸東北自動車道建設に伴う水道管移設の工事設計業務委託料であります。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第6号及び報告第7号について、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、報告第6号専決第10号及び報告第7号専決第11号について補足説明いたします。

議案綴り2ページと4ページをご覧ください。

報告第6号と報告第7号は、同時に発生した物損事故でございます。令和3年7月5日付で示談が成立したことにより報告するものです。

内容は、令和3年6月17日午前8時44分頃に金浦小学校体育館前駐車場内にて、学校校務員が駐車場周辺の草刈り作業中に小石が飛散し、駐車していた保護者の車両2台に損害を与えたものでございます。当日は、金浦小学校でみんなの登校日があり、保護者の車両が5台ほど駐車されておりました。ほかの保護者の車両については損傷がないことを確認しております。

損害賠償の額、相手方につきましては、1人目は議案綴り2ページ、専決処分書の記載のとおりでございます。車両の損傷内容は、ボンネット右フロントフェンダー、右リアドアパネル、右リアガラスの損傷となっております。

2人目は議案綴り4ページ、専決処分書に記載のとおりでございます。車両の損傷内容は、リアバンパー、バックドア、リアガラスの損傷となっております。

ご迷惑をおかけした方々には深くおわび申し上げます。

今後は、このような事故を起こすことのないよう、強く注意し、安全な作業に努めるよう厳しく自覚を求めたところであります。

また、教育委員会管理職会議において、草刈機による石の飛散テストと事故防止の資料について研修し、市内小・中学校及び社会教育施設に配布したほか、市の課長会議でも共有したところでございます。

今後とも安全管理には十分注意し、再発防止に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第8号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、報告第8号について補足説明いたします。

議案説明資料により説明いたしますので、ご準備お願いいたします。

説明の前に、この議案については、別冊により本編、指導編、新旧対照表をお配りしております。

この国民保護計画は、国民保護法、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づき策定するものです。これは武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市が秋田県国民保護計画に基づき策定するものであります。

今回の変更については、国民の保護に関する基本指針と秋田県国民保護計画が変更されたことにより変更するものであります。

主な内容は、一つ目として、国民の保護に関する基本方針の内容の反映であります。二つ目としましては、関係機関等の名称の変更、三つ目は人口データ等の直近の数値への変更、四つ目は市役所の組織改編による名称の変更、五つ目が用語、名称の整理と、大きく五つの理由により変更を行っております。

それでは、お配りした議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の1ページから変更した箇所の新旧対照表を載せております。主な変更点については、先ほど申しました5点になります。新規に追加されたものとしては、議案説明資料の5ページをお開きください。左側の一連番号19、第1編、第5章、市民保護計画が対象とする事態において、ページ

中央の列の変更後の欄に記載のとおり、ダムへの攻撃による破壊。続いて6ページをお開きください。6ページ下段から7ページにかけての左側、一連番号27をご覧ください。第2編、第1章、第3、通信の確保において、以前から適用されておりましたが、緊急ネットワークシステム、通称「E m - N e t」及び全国瞬時警報システム、通称「J - A L E R T」でございますが、これらが追記されております。これは時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するためのものです。次に、9ページをご覧ください。左側、一連番号40、第2編、第2章、避難、救援及び武力攻撃災害においては、変更後に高齢者、障害者等、避難行動要支援者への配慮を追記しております。ここでは避難行動要支援者名簿を活用すること、横断的支援班を迅速に設置することに留意することとしております。

主な変更点の5点のうち、追記されたJ - A L E R T、E m - N e t、そして避難行動要支援者名簿の活用について、通信手段及び避難弱者の対応に関する箇所に明確に記載されることにより、その重要性を認識させ、具体的な活用と行動に反映されるよう変更されております。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第9号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、報告第9号について補足説明いたします。

議案綴りの7ページをお願いいたします。別紙というものになります。

初めに、1の健全化判断比率についてであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、どちらも実質収支が黒字でありますので、比率の数値はございません。

実質公債費比率は8.5%で、前年度比0.7ポイント減少、良化となっております。

報告値は3ヵ年平均でありまして、その基礎となる単年度比率は、平成30年度が9.64601%、令和元年度が7.48290%、令和2年度は8.50391%で、前年度比率で1.02ポイントほど上昇しております。これは令和2年度において下水道事業に係る市債の元金償還が開始したことなどが主な要因であります。3ヵ年平均では0.7ポイントの改善となっております。

令和2年度の将来負担比率は72.2%で、前年度の79.1%と比較して6.9ポイント低下しております。数値が改善した主な要因は、元年度に貸し付けしたガス事業会計閉鎖のための5億円が令和2年度における貸付金収入となったことなどによる財政調整基金の増加や、ふるさと納税の大きな増加に伴うみらい創造基金の増加が前年度と比較して6.9ポイント改善した要因となっております。

2の資金不足比率についてであります。

いずれの会計も資金不足は発生しておりませんので、比率数値の記載はありません。

令和2年度におきましても、いずれの比率ともに右の欄に示しております国の基準以下となっておりますので、本市財政は引き続き健全な財政状況を保っているところでございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第54号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 議案第54号一般会計補正予算（第6号）、専決第12号について補足

説明をいたします。

補正予算書第6号の7ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費14目新型コロナウイルス感染症対策事業費539万7,000円の増額補正でございます。10節需用費から12節委託料まで3項目ございますが、いずれもにかほ市飲食応援消費還元事業、通称「おでかけレストラン」「おうちでレストラン」の事業費を増額したものでございます。6月1日から開始した本事業は、市民の皆様から想定以上の反響でお取り組みいただき、7月末時点で当初から措置していた駆け込み用の予備の500万円を除き、準備していた商品券5,000万円分の68%に当たる3,400万円相当分のスタンプカードの応募をいただいております。これからお盆を迎え、外食や持ち帰り飲食をお楽しみにしていたご家庭も多いと想定された中で、お盆前に商品券が予定額に達してしまいそうな状況であったため、せめてお盆期間が過ぎる頃までは本事業をお楽しみいただくことができるように、12節委託料にて商品券500万円分、換金手数料等を加えた511万3,000円を追加補正させていただいたものです。この補正により商品券準備総額は当初から措置した5,000万円及び予備分500万円、今回の補正分500万円を合わせまして6,000万円分を準備させていただいたこととなります。また、関連する事務費を10節、11節に計上させていただきました。

なお、実績につきましては、市政報告で市長が触れましたが、本事業はスタンプ押印最終日を8月22日、スタンプはがきの応募期限を8月31日として、広報8月15日号で周知するなどして事業を終了いたしております。

なお、予算書6ページの歳入18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金539万7,000円の増額は、歳出でご説明いたしました本事業の事業費を財政調整基金から繰り入れしたものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第55号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第55号について補足説明をいたします。

議案綴りでは10ページ、説明資料では21ページとなります。

この改正は、令和3年5月に公布されたデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本年9月1日に施行となるため、当該条例が引用している関係法令の改正に伴って、資料の新旧対照表のアンダーラインで表わしている部分のように、第34条中の字句の改正並びに引用している個人番号法条項との号ずれを措置する改正で、公布の日から施行するものであります。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第56号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、議案第56号について補足説明いたします。

提出議案説明資料の22ページをご覧ください。新旧対照表を載せております。

まず、今回の改正は、従来の過疎地域自立促進特別措置法の適用期限が満了し、これに代わり過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和4年4月1日に施行されました。これにより議案第59号にあるとおり、にかほ市過疎地域自立促進計画に代わり、にかほ市過疎地域持続的発展計画

が策定されております。

資料にお戻りください。資料22ページにありますとおり、今回はこれにあわせて1行目の条例の名称を記載のとおり「にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」から「にかほ市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改めるものであります。

また、第1条の趣旨、第2条の課税免除の要件等が改正され、固定資産税の課税免除に係る条項を整備し、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を、より効果的に促進するため、情報サービス業等の立地を促進するとともに、市内企業の持続性を高め、本市における設備投資や雇用の拡大、経済の活性化を図るものでございます。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第57号及び議案第58号について、農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） それでは、議案第57号について補足説明いたします。

議案綴りの14ページから15ページ、提出議案説明資料では24ページから25ページになります。

市長より説明があったとおり、にかほ市黒川農業構造改善センターを用途廃止するために、15ページに記載のとおり、条例第2条の表中と別表（第5条関係）におきまして、黒川農業構造改善センター関係を削除するものでございます。

続きまして、議案第58号につきましては、先ほど市長が提案要旨で説明したとおりであり、補足事項はございません。

以上で終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第59号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） 議案第59号についてであります。

議案書では17ページ並びに別冊でお配りしておりますにかほ市過疎地域自立促進計画をご覧いただきたいと思っております。

平成29年9月に策定した過疎地域自立促進特別措置法に基づくにかほ市過疎地域自立促進計画は、この法律の適用期限が満了したことに伴い、当該過疎地域自立促進計画は令和2年度末をもって終了となりました。

これに代わって過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という、令和13年3月31日までの10年間という期限、期間の定めのある新しい法律、新法が本年4月1日に施行され、引き続き過疎対策を講じていくため、この新法に基づくにかほ市過疎地域持続的発展計画を新たに策定するもので、当該法律の定めに基づいて議会の議決を求めるものであります。

過疎地域の指定は、旧法で定める要件を満たすとして、平成29年4月に追加指定されておりました。新法においても同じように人口要件と財政力要件の二つを満足しており、引き続き地域指定されています。具体的には、人口要件として平成2年から平成27年の期間における減少率、25年間基準が21%に対して本市の減少率は21%であり、そして財政力要件、平成29年度から令和元年度までの3年平均の財政力指数0.51以下の指標に対して、本市の財政力指数は0.37と、それぞれの基準、指標の要件を満たしていることから、引き続き指定地域となり、過疎対策事業債による支援を受けるこ

とが可能ということになります。

この起債は充当率100%で、その元利償還金の70%相当額が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な起債で、また、ハード事業だけではなくソフト事業にも充てることができます。こうした過疎対策事業債を起債するに当たって必要とされる事業計画が、このにかほ市過疎地域持続的発展計画であります。

また、活用する事業を本計画に記載、または読み取れるようにしなければなりません。計画書への記載事項の構成、その内容については、法律に規定されており、これに沿う形でこれまでの過疎計画をベースとして総合発展計画や総合戦略との整合を図って計画書のようにまとめております。

計画書の目次のページをご覧くださいと思います。

旧法に基づいた前の計画をベースとしておりますが、大きく変わった点としては、2の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」が単独の項目として設けられたほか、12の「再生可能エネルギーの利用促進」が新たな項目として追加されています。

これまで県との数回にわたる協議を重ねながら作成をしており、県からは、8月6日付にて異議ない旨の通知を受けたところであります。

10年間の時限立法でありますけれども、このうちの5年間を基本計画としていますが、今後においては事業内容の追加ですとか大幅な事業量の増減などの計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決が必要となります。そうした場合には、県と協議を行った上で、その際には改めてご提案させていただくことになります。

補足説明は以上となります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第60号から議案第66号について、会計管理者。

●会計管理者（須田徹君） 初めに、議案第60号について補足説明いたします。

お配りしております令和2年度一般会計・特別会計の決算概要を使いながら、主な点について申し上げます。

決算概要の2ページをお願いいたします。

上段の(1)決算収支の状況をご覧ください。

令和2年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が29.0%、歳出が28.7%、それぞれ前年度を大幅に上回る規模となっております。市長の提案説明にありましたように、一般会計の実質収支は、区分のE欄になりますが、3億4,703万5,000円の黒字で、その2行下、当該年度のみ収支を表わす単年度収支G欄でも1億1,235万1,000円の黒字となっております。

なお、実質的な黒字要素であります財政調整基金への積立金や地方債の繰上償還金、赤字要素であります財政調整基金の取り崩し額など加減した実質単年度収支K欄は、10億6,866万3,000円の黒字となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳入決算額を款ごとに前年度と比較したもので、上段を自主財源、下段を依存財源として区分しております。

歳入のそれぞれの増減要素について説明いたします。

自主財源のうち、1款市税2.7%の減少は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税の減などが主な要因です。

11款分担金及び負担金84.0%の減少は、幼児教育・保育等無償化に伴う保護者負担金の減などが主な要因です。

16款寄附金86.8%の増加は、ふるさと納税の増収などが主な要因です。

19款諸収入132.4%の増加は、ガス事業会計廃止に伴う欠損金解消のための貸付資金の返還などが主な要因です。

また、依存財源のうち、8款地方特例交付金36.5%の減少は、幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、こども・子育て支援臨時交付金の減少などが主な要因です。

13款国庫支出金247.4%の増加は、特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス対策に係る補助金、廃校の利活用事業、子ども伴奏PR事業などに係る地方創生推進交付金の増などが主な要因です。

20款市債15.6%の増加は、小・中学校空調設備整備事業や屋内運動施設整備事業などの増が主な要因です。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出決算額を款ごとに前年度と比較したものです。個々の主な増減要素について説明いたします。

2款総務費212.0%の増加は、特別定額給付金の増、ふるさと納税の増収に伴う基金積み立ての増、旧上郷小学校利活用事業、旧上浜小学校の利活用事業、青年の家解体事業並びにテイクアウト等消費還元事業などの新型コロナ対策事業の実施に伴う増などが主な要因です。

3款民生費3.8%の増加は、仁賀保学童保育クラブ移転事業、午ノ浜温泉浴室等改修事業の増などが主な要因です。

4款衛生費20.7%の増加は、空き家解体事業、インフルエンザ任意予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増などが主な要因です。

6款農林水産業費3.3%の増加は、圃場整備地区調査計画事業、多面的機能支払交付金の増などが主な要因です。

7款商工費28.1%の減少は、企業立地用地造成事業が完了したことによる減少などが主な要因です。

8款土木費10.2%の増加は、冬期間の大雪による除雪費や象潟大竹線道路改良事業の増などが主な要因です。

10款教育費35.2%の増加は、小・中学校空調設備整備事業やフェライト子ども科学館空調設備改修事業の増などが主な要因です。

12款公債費16.9%の減少は、借換債の減によるものです。

13款諸支出金5億円の減少は、ガス事業会計廃止に伴う欠損金解消のための資金貸付金の皆減によるものです。

続きまして、議案第61号について補足説明いたします。

9ページをお願いいたします。

令和2年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入

で3.6%、歳出で4.7%、それぞれ前年度を下回っております。

10ページをお願いいたします。

歳入のうち、(3)国民健康保険税の徴収実績では、合計欄の右から2列目になりますが、前年度に比べ収入済額は全体で3.8%の減となっております。一般被保険者の収入額が減っているのは、被保険者数の減少によるものです。また、退職被保険者等の収入額が減っているのは、退職者医療制度の廃止によるものでございます。

下段の(4)歳出の状況では、7款諸支出金は前年度に比べ約4,875万円減少しております。これは高額医療費共同事業、保健財政共同安定化事業が終了したことによる減少が主な原因です。

次に、議案第62号について補足説明いたします。

11ページをお願いいたします。

令和2年度国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は歳入で24.0%、歳出で17.3%、それぞれ前年度を下回っております。これは小出・院内診療所電子カルテシステム更新事業の終了による歳出委託費の減によるものです。

次に、議案第63号について補足説明いたします。

12ページをお願いいたします。

令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は歳入で8.1%、歳出で8.4%、それぞれ前年度を上回っております。これは歳入保険料の増によるもので、高齢化による被保険者数の増加などが主な要因です。

次に、議案第64号について補足説明いたします。

13ページをお願いいたします。

令和2年度公共下水道事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で3.1%、歳出で3.7%、それぞれ前年度を下回っております。これは公共下水道工事の減少に伴い、歳出委託費及び工事請負費の減によるものです。

次に、議案第65号について補足説明いたします。

15ページをお願いいたします。

令和2年度農業集落排水事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で0.8%、歳出で0.2%、それぞれ前年度を上回っております。これは歳出公債費の地方債元金償還額の増によるものでございます。

次に、議案第66号について補足説明いたします。

16ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業清算特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、それぞれ19億9,773万5,000円です。

主な歳入として、財産収入となるガス事業売払収入が15億761万8,000円、諸収入の4億9,011万7,000円は、ガス事業会計の期末現金4億7,223万9,000円、ガス料金未収金等が1,366万9,000円、消費税還付金420万9,000円です。

主な歳出として、清算に係る人件費、物件費や繰上償還に係る保証金などで1億1,744万円、企業

債繰上償還金16億2,645万円などです。

最後に、基金について説明させていただきます。

17ページをお開きください。

一般会計及び特別会計の基金の保有状況を載せております。

上段の財政調整基金、中段のみらい創造基金、社会教育施設整備基金などが積み立てを増やし、地域振興基金、観光振興基金などは一般会計への繰入額を増やしております。

また、特別会計では、国民健康保険財政調整基金、国民健康保険診療所財政調整基金や農業集落排水事業減債基金では、それぞれの会計への繰入額を増やしております。

表、右下の現在高合計では、前年度出納閉鎖時と比べ、約11億5,783万8,000円増の62億7,595万2,688円となっております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 昼食のため、暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

午後0時01分 休 憩

午後1時10分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第67号について、建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 議案第67号について補足説明をいたします。

令和2年度にかほ市水道事業会計決算書の2ページ・3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。決算額は記載のとおりで、税込みの表示となっております。

収入の決算額は6億1,234万1,182円で、主なものは、給水収益を含む営業収益が5億2,052万683円で、全体の85%を占めております。

支出の決算額は5億8,900万6,310円で、主なものとしては、原水の取り入れから浄水設備、配水設備及び水質の維持などのための営業費用が5億5,256万2,256円で、93.8%の割合となっております。

収支の差額は、プラスの2,333万4,000円ほどとなりますが、実質的な損益は、税抜きとなりますので損益計算書で説明をいたします。

次に、4ページ・5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。建設改良など将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入です。

収入の決算額は1億6,330万8,526円で、主なものは、企業債と公共下水道事業等からの負担金、旧簡易水道施設に係る借入金の元利償還分としての一般会計からの出資金、固定資産売却代金としてガス水道局庁舎売却代金です。

支出の決算額は2億5,936万2,172円で、主なものとしましては、建設改良費における水道施設監視システム改良工事、施設内機器更新工事、公共下水道工事に伴う配水管入れ替え工事、石綿セメント管更新工事など1億6,131万円ほどで、全体の62%となっております。

収入額が支出額に不足する額につきましては、4ページ下段の記載のとおりとなっております。

次に、9ページをご覧ください。

損益計算書です。これ以降は税抜き表示となっております。

表の一番上の1の(1)給水収益4億5,559万9,460円は、前年度比で0.08%、36万5,000円ほどの減収となっております。これは16ページの概況にもあるように、コロナ禍による外出自粛の影響や冬期寒波の影響により家事用、工業用の使用量は増加しておりますが、営業用、団体用、臨時用の使用量は減少していることによるものです。

令和2年度の営業利益ですが、下から3行目、当年度損失は543万5,963円の赤字決算となっております。これにより、一番下の当年度末処分利益剰余金は2億2,546万6,007円となっております。

次に、12ページ・13ページをご覧ください。

貸借対照表です。

12ページ、一番下の資産合計及び13ページ一番下の負債資本合計が、ともに73億6,917万5,069円で、前年度比0.5%、3,528万円ほどの減少となっております。前年度未収金の減少によるものです。

次の15ページからは、決算附属資料となっております。

22ページをご覧ください。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書です。

下から3行目、資金増減額ですが、水道事業の令和2年度における資金は1億9,011万105円の増加となり、一番下の資金の期末残高は7億5,114万6,569円となります。

次の23ページからは、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。須藤代表監査委員。

●代表監査委員（須藤金悦君） にかほ市監査委員の須藤です。監査委員を代表して、私の方から報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、一般会計・特別会計の決算審査意見書をご準備お願いいたします。

表紙から3枚目になりますが、監発-16号、8月23日付の文書をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました令和2年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をしましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

さらにめくっていただいて、1ページをご覧ください。

審査の対象は、令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び六つの特別会計です。

審査の期間は、令和3年6月29日から8月20日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査しました。

審査の結果及び意見。審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務処理は、概ね適正に行われているものと認められました。

次に、6ページをお願いします。

中段、7のむすびでございませう。

本市の令和2年度の財政状況については、一般財源の根幹をなす市税は、前年度と比べ2.7%減少しています。法人税割の税率変更及び企業の業績低下に伴い、法人市民税が20.1%減少したことに加え、個人市民税においても給与所得や事業所得の落ち込みにより減少、また、固定資産税においても地価の下落や償却資産の減価償却により減少しました。今後も人口減少や景気の不透明感に加え、新型コロナウイルス感染症が与える経済活動への影響は大きなものがあり、さらなる減少が見込まれます。

地方交付税についても普通交付税の合併算定替えによる段階的な減少などにより1.1%減少しており、今後も人口減少や令和3年度からの算定方法の一本化により、さらなる減少が見込まれます。

特別会計を加えた市債残高については266億8,103万3,000円で、一般会計の予算規模を上回り、財政運営は厳しい状態が続くことが予想されますが、平成19年度からの累計で約68億3,300万円の繰上償還の実施や低利な資金への借り換えによる公債費負担軽減事業の実施などにより将来負担の軽減を図っていることや、財政調整基金に必要な積み立てを行うなど、将来を見据えた財政上の措置も講じていることは評価できるものであります。

また、令和2年度は、ふるさと納税の寄附金が前年度の3億4,654万1,000円から1.8倍の6億3,894万7,000円と大幅増となったことにより、自主財源が前年度比で15.2%の増加となっています。今後もコロナ禍等で市税収入の影響が避けられない状況にある中、ふるさと納税の取り組み強化や安定した寄附金の確保等、自主財源の創出が重要になってくると思います。

こうした財政状況の中で、多様化する市民ニーズや地域課題を把握し、効率的で効果的に対応するためには、国・県の新たな方針、社会情勢、経済動向などの情報を的確に収集するとともに、真に必要な事業に財源を重点的に配分するなど、施策・事業全般の精査と継続的な見直しが効率的・効果的に行われるような行財政改革の推進が必要となってきます。

今後も引き続き、まちづくりの基本理念を踏まえ、市民と行政が共に知恵を出し合い、「第2次総合発展計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を積極的に推進し、また、第4次行財政改革大綱に基づき、事務事業の一層の効率化と職員一人一人の意識改革、能力向上に努め、最小の経費で最大の効果を発揮するよう、行政コストの削減に積極的に取り組み、将来に安心感を持てる持続可能な行財政運営の実現に向けて邁進されることを望むものであります。

次に、43ページをお願いします。

令和2年度基金運用状況審査意見。

審査の対象は、令和2年度にかほ市奨学資金貸付基金ほか二つの基金です。

審査の期間は、令和3年6月29日から8月20日まで。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い確実かつ効率的に運用されているかについて審査しました。

審査の結果、各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認めました。

次に、令和2年度公営企業会計の決算審査意見書をお願いします。別冊となっております。

表紙からまた3枚目の監発-17号、8月23日付の文書をご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和2年度にかほ市水道事業会計決算及びその関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1ページをお願いします。

令和2年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、令和2年度にかほ市水道事業会計決算です。

審査の期間は、令和3年6月29日から8月20日まで。

審査の方法。審査に当たっては、水道事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成され、その計数は正確か、同事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類等の照合など、必要と認める審査を行いました。また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。審査に付された水道事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めました。

また、水道事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していると認めました。

次に、9ページをお願いいたします。

6、むすびになります。水道事業の経営状況は、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は、前年度1,479万4,000円の黒字から2,023万円下回る543万6,000円の赤字となっております。

その要因は、人口減少等で給水収益の減少が続いていることや減価償却費などの維持管理経費が増加していることに加え、にかほ市水道事業アセットマネジメント及び基本計画策定業務委託を実施し、水需要予測や財政シミュレーション等を行ったことによるものであります。

令和2年度には、鳥屋森地区において石綿セメント管更新工事を実施し、438メートルをPE管への布設替えを行い、市内の石綿セメント管更新工事は完了しました。今後は、老朽化したVP管等の布設替えの計画を進めるものとしており、PE管の布設延長の増加は耐震性等が向上するため、安定給水につながるものであります。

今後、さらに人口減少等による給水収益の減少や維持管理経費の増加が見込まれ、厳しい経営環境が想定されます。このことから、持続可能な水道事業を実現するため、アセットマネジメント手法の導入による将来を見据えた計画のもとに、健全な経営、事業執行に努める必要があるとしております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第68号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第68号の企画調整部関係の主な内容について補足説明をいたします。

初めに、補正予算書の6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正についてであります。上段の林道施設路肩復旧事業60万円は、林道巾山線の平沢山刀研沢（ナタトギサワ）地内路肩崩落部復旧工事の設計業務について、緊急自然災害防止対策事業債、凍上災害道路復旧事業5,730万円は、市道塚田・六日市線及び上浜上郷線の道路災害復旧工事について災害復旧事業債を、金浦中学校空調改修事業60万円は、空調改修事業に係る設計業務について過疎債の充当を追加するものでございます。

下段の象潟大竹線道路整備事業及び橋梁補修事業については、事業費の増額や社会資本整備総合交付金の配分率の変更に伴う増額並びに減額で、高機能消防指令センター改修事業は、第2期改修分実施設計費を、その次の象潟公民館改修事業は、キュービクル改修工事費に係るそれぞれの起債限度額を変更するものであります。

象潟大竹線道路整備事業及び象潟公民館改修事業は合併特例債を、橋梁補修事業は過疎債を、高機能消防指令センター改修事業は防災対策事業債を借り入れ予定であります。

臨時財政対策債は、発行可能額が3億9,227万3,000円に確定したことから、当初予算計上済みの5億820万円との差額1億1,592万7,000円を減額するものであります。大きな差額が生じた要因については、当初予算では国が地方財政計画において対前年度比57.7%増加を示したことから、これにより大幅増と試算していたものの、令和2年国勢調査による人口速報値、人口減少の反映が4月の制度改正によって行われたことなどにより、基準財政需要額の伸びが地方財政計画による推計値を下回って確定したためであります。

なお、この確定額は、当初予算との比較では減額となったものの、前年度決算額との比較では9,114万8,000円、30.3%の増額となっております。

続いて、歳入についてであります。

補正予算書9ページの一番下、10款1項1目1節地方交付税2億953万9,000円の増額は、今年度の普通交付税の交付額が52億953万9,000円に確定したことから、当初予算で計上済みの50億円との差額分を増額補正するものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

上から二つ目、15款2項1目1節総務費補助金420万円は、電源立地地域対策交付金であります。湯沢市に整備された地熱発電施設に係る交付金として交付決定を受けたものであります。

次に、一番下の18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億2,826万3,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するものであります。その下、2目みらい創造基金繰入金7,521万6,000円の増額は、屋内運動場のネーミングデザイン設置事業、アウトドア拠点づくり事業、にかほ市フェアプロモーション事業などに、その下の3目地域振興基金繰入金301万4,000円の増額は、集会施設整備費補助事業及びスクールバス運行事業の関連経費に充てるため繰り入れするものであります。

それぞれの基金繰り入れ後の残高は、財政調整基金25億6,461万8,000円、みらい創造基金3億6,869万8,000円、地域振興基金12億5,928万3,000円であります。

12ページ、19款1項1目繰越金3億4,703万4,000円の増額は、前年度の実質収支が確定したことから計上したものであります。

一番下の20款市債につきましては、先ほどの第2表の地方債補正で申しあげましたとおり、それぞれの起債額の変更でございます。

続いて、歳出の補正内容であります。15ページ、中ほどの2款1項11目交流促進事業費の7節報償費116万8,000円の増額は、5月31日に10代から40代の38人で組織化した若者100人会議、現在は45人で四つの部会に分かれ、市に提案する企画を練り上げようと活発な活動を続けております。引き続き年末に向けて活発な活動が見込まれることから、委員の出席報償費として増額計上したものでございます。なお、関連予算の12節委託料では、当初この100人会議、走り始めの運営での先導役を外部ファシリテーターへ依頼する計画でしたが、委員と事務局のリードでうまく進められていることから、当該予算の87万8,000円を減額することとしております。

次に、10節需用費109万円と11節役務費144万円のうち、合わせて196万9,000円、18節負担金補助及び交付金870万円は、公共交通活性化支援事業として総額1,066万9,000円を計上するものであります。

事業の概要については、議案説明資料の最後のページ、26ページになります。1の趣旨、ねらいのように、新型コロナウイルス感染症の影響から市内公共交通の利用者は大きく減少しております。そこで、市内公共交通の利用促進と公共交通の維持継続を図ろうと、運賃として使えるクーポン券を交付して高齢者等交通弱者の移動支援と地域経済の活性化を目的とするものでございます。

2の事業概要ですが、3の対象者、満75歳以上、免許返納者、妊産婦の方々からの申請に基づいて、4にあります羽後交通路線バスとコミュニティバス、そして市内タクシーで使用できるクーポン券を1人につき最大5,000円を交付するものであります。申請期間は本年10月から年の明けた令和4年2月までで、利用期間は令和4年2月末日までとしています。

予算計上については、利用者運賃の負担金として運行事業者へ支払うものですが、最大5,000円を対象者人数の半数、50%の申請、交付したクーポン券の利用率60%と県内先行自治体の実績を参照して870万円と試算をしております。また、クーポン券の印刷費、周知チラシや対象者の75歳以上の高齢者、妊産婦への申請書送付の郵送料などを積み上げたもので、補正予算書の10節需用費、11節役務費の通信運搬費で、合わせて196万9,000円と積算をしております。財源については、コロナ対応臨時交付金を見込んでおります。

12節委託料、にかほ市PR事業委託料354万円の増額は、ふるさと納税ポータルサイトを介して本市の認知度をさらに高め、特産品の紹介PRを併せて図ろうとするもので、「ふるさとチョイス」や「楽天ふるさと納税」のサイトへの掲載を追加するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金、集会施設整備費補助金22万円は、三つの自治会のエアコン整備や外壁改修工事等に対する補助金であります。

続いて、12目情報管理費の14節工事請負費1,169万6,000円は、電柱移設工事等に伴う光ファイバー

移設工事等について140万円を増額計上するものと、日本海沿岸東北自動車道整備工事に伴います大須郷前田地内の光ファイバーストラネットケーブルの本移設工事費1,029万6,000円を計上するものでございます。

企画調整部に関する補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係の補正予算について補足説明いたします。

9ページ、上段をご覧ください。

歳入です。

1款1項1目個人市民税現年課税分4,600万円の増額については、当初の見込みより事業所得の落ち込みが少なかったことによるものであります。その下、2項1目固定資産税の現年課税分であります3億6,500万円の増については、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例による減額分が少なかったことや風力・太陽光発電の新規事業用資産の設備投資による増額、各企業などの償却資産の落ち込みが当初見込みよりも少なかったことによるものでございます。

その下、9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金2億682万円の減額です。この交付金は、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例が適用されることによる市税の減収に対して特別に補填されるものでございます。先に説明したとおり、現年課税分の実績が増となっていることから、それによりまして当初の見込みより補填される交付金が減額されることによるものであります。

次に、歳出は14ページからであります。

今回の補正では、職員人件費の補正を人事異動、昇給、昇格等により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の各項目で行っております。

14ページの下段をご覧ください。2款1項1目一般管理費の18節補助金130万円は、ドローン技術講習受講負担金などであります。

次に、飛びます。31ページの下段をお願いいたします。9款1項5目災害対策費の14節工事請負費180万円であります。これは金浦コミュニティ防災センター等の街灯の修繕と防災行政無線ひばり荘中継局の電気室の補修工事を行うものであります。また、その下、17節の備品購入費31万5,000円は、自主防災組織に対し、可搬の消防ポンプ用の台車を購入するものであります。

総務部関係については以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について補足説明いたします。

予算書は10ページをご覧ください。14款2項2目民生費国庫補助金2節保育対策総合支援事業費補助金205万円は、各保育所、認定こども園での新型コロナウイルス感染症対策に係るマスクや消毒液等及び感染防止用の備品購入に係る経費に対する国からの2分の1の補助であります。

14款2項3目衛生費国庫補助金1節感染症予防事業費補助金179万6,000円は、健診結果の情報標準化

事業補助金で、健診結果等の様式の標準化整備費として事業費の2分の1、33万円と情報連携システム整備事業費の3分の2補助として146万6,000円を補正するものです。

次に、歳出になります。

17ページをご覧ください。3款1項1目社会福祉総務費10節需用費7万4,000円の増額は、新規事業となります生理の貧困対策事業に係る消耗品費を計上しております。

18ページをご覧ください。3款1項2目老人福祉費7節報償費27万7,000円、12節委託料400万円、13節自動車借上料110万円の減額は、コロナ禍による敬老式中止の減額補正となります。18節負担金補助及び交付金70万円の増額は、敬老式中止の代替事業として、通常のほかほか入浴日の拡大による補正となります。

19ページをご覧ください。3款1項7目福祉施設管理費12節委託料187万円の増額は、午ノ浜温泉のシロアリ駆除作業に係る補正となります。

20ページをご覧ください。3款2項1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金、保育対策総合支援事業費補助金410万円は、歳入でも説明しました新型コロナウイルス感染症対策分として、各保育園、認定こども園がマスク、消毒液及び感染防止用の備品購入をすることに対し助成するものであります。

22ページをご覧ください。3款4項2目保健年金費27節国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は、国保特別会計支出勘定予算へ繰り出しするもので、電源立地地域交付金の420万円を増額するものです。

4款1項3目成人保健事業費は、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業についての経費をそれぞれ増額補正するものです。7節報償費1,182万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う医師、看護師、保健師等の執務謝礼となります。

23ページをご覧ください。12節委託料の健康管理システム改修委託料286万円の増額は、歳入でも説明しました健診結果についての標準的記録の形式にし、その情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するためのシステム改修費用であり、令和4年度の提供開始に向けて整備するものです。新型コロナウイルスワクチン接種事業関連委託料3,026万3,000円は、接種予約コールセンター運営管理費業務委託料、集団接種会場誘導警備委託料などです。新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,730万6,000円は、職域接種や医療機関での接種をした場合の委託料となります。

13節使用料及び賃借料は、集団接種会場の設営に伴う借上料を増額補正するものです。

24ページをご覧ください。

4款2項2目環境プラザ運営費10節需用費のうち、燃料費470万円の増額は、燃料単価の上昇により不足が見込まれる燃料費を増額補正するものです。

14節工事請負費429万円の増額は、落雷や突発的な機器の故障により発生した修繕工事費の不足分を増額補正するものです。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） それでは、農林水産部関連の補足説明をいたします。

最初に補正予算書11ページをご覧ください。

歳入です。上から3行目、15款2項4目1節農業費補助金434万3,000円は、スマート技術等を活用した省人化及び低コスト化に必要な機械設備の導入に係る県補助金です。

続きまして、12ページをご覧ください。

18款2項6目1節森林環境譲与税基金繰入金64万9,000円は、歳出補正予算補正分を基金から繰り入れるものです。

20款4項6目1節雑入211万2,000円のうち、森林整備センター分収造林の事業量の増による負担金98万7,000円と市内農業法人の農業からの撤退による平成28年と平成29年に農業用機械設備等を導入するために活用した農業夢プラン応援事業補助金の返還金90万6,000円を補正計上しております。

続きまして、歳出になります。

補正予算書15ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費の報酬128万6,000円、職員手当等25万5,000円、旅費10万4,000円は、金浦市民サービスセンターにおいて会計年度任用職員1名を雇用するための費用であります。

続きまして、補正予算書25ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金452万1,000円の増額は、イチジクの産地化を支援するため、機械等の導入補助として17万8,000円を、また、歳入で申しましたが、スマート技術等を活用した省人化及び低コスト化に必要な機械設備の導入補助として434万3,000円を計上しております。22節償還金利子及び割引料70万7,000円は、歳入で申しましたが、農業法人の農業撤退に伴う農業夢プラン応援事業補助金の県への返還金であります。

次に、6款2項2目林業振興費10節需用費8万8,000円は、今後ともクマの目撃情報等への対応分として、クマ忌避材を追加で購入するための費用であります。

12節委託料60万円は、林道巾山線路肩復旧工事に伴う測量設計委託料であります。

17節備品購入費64万9,000円は、森林の現況把握及び災害発生時の現地調査用としてドローンを購入するための費用として補正計上しております。

次の4目森林病虫害等防除対策事業費12節委託料480万6,000円は、九十九島周辺等において被害木が新たに発見されたことから、被害拡大を防ぐため、早急な対応が必要であることから被害木伐倒駆除委託料を増額計上しております。

次に、26ページをお開きください。

5目森林整備センター造林事業費11節役務費75万1,000円は、事業量の増に伴う手数料の増額補正です。

続きまして、6款3項2目水産振興費7節報償費31万5,000円と12節委託料192万8,000円は、千葉県において24店舗を展開するスーパーせんどう、せんどうという名前のスーパーですけども、そこで11月にかほ市フェアを開催していただけることになり、にかほ産食材や加工食品の拡販と同時ににかほ市の魅力をPRするため、新聞、ラジオ、Web、ディスプレイなどへの広告、LINE配信、にかほ市紹介PVの作成などの提案をいただいたことから、そのトータル的なにかほ市フェアのプロモーション費用として補正計上しております。

農林水産部関連の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係の主なものの補足説明をいたします。

補正予算書27ページをお開き願います。

歳出でございます。7款商工費1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金5,507万5,000円のうち、説明欄の2行目です。認証取得促進助成事業費補助金90万円は、市内企業等を対象にドローンの利活用促進により、生産性向上や業務拡大につなげてもらうために業務目的でドローンの操作技術講習を受講しようとする事業者に対し、費用の一部を助成しようとするものです。補助割合2分の1、上限15万円、6件分を計上いたしております。

同じ説明欄の3行目です。企業立地促進条例補助金5,275万円です。企業立地促進条例の制度に基づき、株式会社プレステージ・インターナショナルの新拠点立地に係る設備投資助成5,000万円が主なものです。新拠点の総事業費約20億円に対し、誘致企業に対する補助割合10%、上限5,000万円でございます。

続いて、同じ27ページの下段、2項観光費1目観光総務費12節委託料についてです。説明欄のアウトドア拠点施設建設用地等測量調査設計委託料3,108万5,000円は、アウトドア用品の製造販売等を手がける株式会社モンベルの直営店を兼ねたアウトドアアクティビティ拠点施設整備計画に必要な用地を道の駅象潟ねむの丘エリア内に確保するために必要な測量業務、登記業務、地質調査、用地造成実施設計業務等の委託料です。今年度中の本業務の後、来年度当初予算へ用地造成工事費の計上を計画いたしております。

同じ説明欄の2行目、大規模小売店舗立地法に係る届出書作成業務委託料380万円につきましては、道の駅象潟ねむの丘エリアにおいて、ねむの丘の小売部門、にかほっこの小売部門、そして新たにアウトドアアクティビティ拠点施設内の小売部門の三つを合わせた売り場面積が1,000平方メートルを超えることから、大規模小売店舗立地法に基づく届け出が必要なため、届出書作成業務を委託するための費用です。

16節公有財産購入費1,064万4,000円については、アウトドアアクティビティ拠点施設整備計画に必要な用地の一部を個人の方から取得するための費用です。

なお、ただいまご説明いたしました観光総務費の12節、16節に関連いたしまして、議案審査のご理解を深めていただくための参考資料として、にかほ市アウトドアランドデザイン報告書をお手元に配付させていただいております。この報告書は、にかほ市の自然を生かしたエコツーリズムの促進に関して、提案書の策定をモンベル側に委託していたもので、このほど成案が提出されたものです。なお、本書に記載されている整備内容等は、あくまでもモンベル側の提案であり、全てのことを直ちに具現化していけるものではございませんので、その点をご理解、ご注意のほどお願いします。

続きまして、28ページです。

3項公園費2目公園管理費14節工事請負費1,590万円につきましては、潮風公園のトイレ改修工事費です。塩害により外壁の損傷が著しいことなどから、当初予算で実施設計費を計上させていただき、このたび工事費を計上させていただくものです。

続きまして、35ページをお開き願います。

下の方になります。10款教育費5項保健体育費2目屋内運動施設管理費14節工事請負費、施設整備工事230万円です。多目的屋内運動場のネーミングが「エスパーク★にかほ」に決定した旨、市長が先ほど市政報告いたしました。建物の外壁2ヵ所を初め、駐車場や施設内にサイン看板等を製作、設置するための工事費でございます。

補足説明は以上です。

- 議長（佐藤元君） 次に、建設部に関することは建設部長。
- 建設部長（阿部光弥君） 建設部関連の補足説明をいたします。

最初に歳入です。

補正予算書の10ページをご覧ください。

14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金1億1,494万2,000円は、市道堺田・六日市線と上浜上郷線2路線の凍上災害工事の国庫負担金です。

14款2項5目1節道路橋梁費補助金484万7,000円は、補助率の変更に伴う増額です。

次に、11ページの3段目です。

15款3項6目2節699万9,000円は、県道の除雪委託金です。

次に、歳出です。

予算書29ページをご覧ください。

8款2項3目道路新設改良費12節委託料500万円の増額は、補助金額変更に伴い、橋梁補修設計業務1件追加によるものです。

14節工事請負費410万円の増額は、21節補償補填及び賠償金、象潟大竹線道路改良に伴う立木補償及び支障物件移転補償費の実績による減額分を畦畔盛土等工事の実施により進捗を図るものです。

8款2項5目除雪費の1億4,662万1,000円の増額は、今期の除雪作業に係る経費として、直営作業員6名、期間採用者10名、計16名の会計年度任用職員報酬859万2,000円、凍結防止剤やスノーポールなどの消耗品として800万円、除雪車両の燃料費として803万2,000円、消雪パイプ、ロードヒーティングの運転に係る電気代及びガス代金として光熱水費に158万4,000円、除雪車両の車検や特定自主検査及びシーズン中の故障に対応するための修繕料として1,500万円、除雪業務の委託料として7,500万円、除雪車両のリース代金として使用料及び貸借料に3,006万円などを補正計上しております。

30ページをご覧ください。

8款4項1目都市計画総務費27節繰出金4,532万7,000円の減額は、公共下水道事業特別会計の収支調整により補正するものです。

最後に36ページをご覧ください。

11款1項1目14節工事請負費1億8,700万円は、市道堺田・六日市線約1.6キロメートル及び上浜上郷線約1キロメートルの2路線の凍上災害復旧工事として計上しております。

補足説明は以上でございます。

- 議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。
- 消防長（加藤十二君） それでは、消防関係についての補足説明をいたします。

初めに、歳入です。

補正予算書12ページ、中段をご覧ください。

20款4項6目1節雑入、消防団員安全装備品整備等助成金21万1,000円ですが、5ヵ年計画の最終年度に当たる消防団員の防火服購入を年度当初に消防団員公務災害補償共済基金に申請したところ、6月に決定をした助成金でございます。

同じく12ページ、下段、21款1項6目消防債60万円ですが、高機能消防指令センター改修事業第二期分の実施設計委託料75万9,000円への防災対策事業債であります。

続きまして、歳出です。

補正予算書31ページをご覧ください。

9款1項1目常備消防費12節委託料75万9,000円ですが、高機能消防指令センター更新三期計画の来年度実施予定であります第二期更新事業に伴う実施設計業務委託料でございます。

同じく17節備品購入費5万1,000円は、消防本部のシュレッダーが経年劣化で使用不能となったため、シュレッダーを購入するものでございます。

次、9款1項2目非常備消防費は、歳入で説明しました消防団員公務災害補償共済基金の決定した助成金21万1,000円の財源振替でございます。

次に、9款1項3目消防施設費10節需用費、修繕料20万円ですが、7月に消防庁舎に供給しています2基の上水ポンプの故障に伴い、130万円ほどを經常予算及び予備費で対応いたしました。今後、軽微な修繕などに対応するため、20万円を計上するものでございます。

消防関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、教育委員会関係の補足説明をいたします。

歳出についてです。

32ページ、10款1項3目教育助成費12節委託料、スクールバス運行管理委託料279万4,000円の増額は、今年度になってから新たに仁賀保中学校への登下校の送迎が必要となる院内地区のスクールタクシーの運行経路及び運行回数が増加したことにより補正するものです。

次に33ページ、10款3項1目学校管理費12節委託料、空調更新工事実施設計委託料68万6,000円の増額は、金浦中学校の職員室系統のGHP室外機が故障したため、実施設計を委託するものです。

次に34ページ、10款4項4目象潟公民館費14節工事請負費1,500万円、象潟公民館のキュービクルの改修工事と建屋の新築工事を行うものであります。

次に35ページ、上段、10款4項10目文化財保護管理費12節委託料78万3,000円の増額は、天然記念物象潟指定地のうち、指定地と農地の面積を明確にする必要がある土地が判明したため、分筆登記を行う事務委託料であります。

同じく35ページ、10款4項13目象潟公会堂管理費10節需用費29万5,000円は、雨の跳ね返りに生じた象潟公会堂外壁の腐食部分の修繕料であります。

その下、12節委託料45万7,000円は、象潟公会堂外壁の改修工事と照明をLEDに換えるための工事实施設計委託料であります。

教育委員会関係の補足説明は以上となります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第69号及び議案第70号については市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第69号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）及び議案第70号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）につきましては、先ほどの市長説明のとおりでありますので補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第71号から議案第73号について、建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 議案第71号から議案第73号まで補足説明をいたします。

最初に、議案第71号、補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入です。5款1項1目繰越金2,294万8,000円及びその下の7款1項1目下水道事業債、資本費平準化債2,080万円を額の確定により増額し、一般会計繰入金を収支調整により減額補正をするものです。

続いて、議案第72号です。予算書の6ページをご覧ください。

歳入です。6款1項1目繰越金990万円は、額の確定により、その下、7款2項1目雑入、支障物件等補償費29万1,000円は、補償額を増額し、一般会計繰入金を収支調整により減額補正いたします。

次に、歳出です。

補正予算書7ページです。

1款1項1目一般管理費12節委託料690万8,000円及び14節工事請負費117万7,000円は、日本海沿岸東北自動車道遊佐象潟道路において支障となる大砂川地区1ヵ所と大須郷地区2ヵ所の農業集落排水施設についての設計委託料と大須郷地区本管配管工事請負代金です。

続いて、議案第73号です。

補正予算書の4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。収入の1款2項2目1節一般会計補助金13万5,000円の増額は、人事異動に伴い児童手当を補正するものです。支出の1款1項1目及び2目及び5目の給与等に関する補正は、人事異動による支出額の補正です。

6ページをご覧ください。

資本的支出についてです。支出の1款1項1目拡張改良費の給与関連の補正は、人事異動による支払い額の補正です。20節委託料512万6,000円の増額は、遊佐象潟道路、大須郷地内、大砂川地内の来年度工事予定の水道管移設についての設計委託料です。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第28、議提第5号事務検査に関する決議についてを議題にします。

提出者の15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 事務検査に関する決議でございます。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務検査を行うものとする。

検査期日、令和3年9月7日（火）～9月15日（水）まで。休会日を除く。

検査事項、令和2年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項。

検査方法、関係書類及び計算書の提出を求める。

検査は各一般会計決算特別小委員会に所管事務を付託して行う。

検査権限、地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計決算特別小委員会に委任する。

以上のように、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員、伊藤竹文。同じく佐藤治一、同じく宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく佐藤文昭、同じく佐々木敏春。

以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第5号事務検査に関する決議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号についての質疑を終わります。次に、議提第5号事務検査に関する決議についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。

これから議提第5号事務検査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第5号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時23分 散 会
